普傳拾葉

下

ワ 3
6267
2-2

昔傳拾葉

下

ワ3
6267
2-2

菅溥拾葉巻之下

和漢王道の事　重陽宴の事
年号改元の事　元亀年号の事
堂上元服の事　青法新法の事
大臣披露時事　官禄の事
枕草紙記の事　源氏物語の事
朝臣官禄の事　玉く名の事

去水 五味均平蔵

負局任官の事
祇園社の事
御厨所の事
古今序題の事
献茶の字の事
悪の字よミの事
甲子革命の事
女中次第の事
清涼殿源氏の事
勅使門の事
花鳥の事
奇字の事
一字名の事
起請文由来事

昔傳拾葉

和漢王道の事

もろこしの王をハ天子といへりかれをとし時に至て天子と志て之
かまへハ帝王と號しかハりて皆是に継て地ハ文字天下
と切おきてハ天子ハ文王として代の名をと號して今に
至て本の人を國武王秦始皇漢高祖漢世祖後周
大祖皇帝の相世して之れを記しもろこしの帝名
と云ふ郷と云先ハ一と號する者なりしハ代の王の此名あるて
此代の名を號して人或ハ夏殷周なと云或ハ秦とも号し

又ハ西漢東漢と名を分原宋元と云の類ひまゝ是を例とし
以其後ハ帝ハ元より其始終と定る事なれとも
定めなし武家にありても多くハ百姓より起りて名もなき者にて
も天下をとられ其始ハ清和にて如斯る是大唐の風義也
我朝ハ最初天照大神の御末神武天皇の御時流とに一天の
あるしとし給ひ其後大職冠鎌足より摂政関
白と定め人臣の第一とし今も其大臣以下の人々を武神代より
武ハ其家より出たるにあらす又ハ数多の人の子孫を出し給ひし子孫
あつてハ出家の事なし是我朝の古例にて万代不易の御定

清之末の世ハ世界中人の其ていふの法にして非をとかめく
昔より主君を取とて取るもの我朝敵とし人ハ人を亡し神
世自在を治め我朝の御定の威を振ひし給ひし御方を朝臣
平清盛原平手氏等を朝敵と顕し給の朝敵数十人皆ひとり
として其身の行ひハあしからす天皇の為ニよつて身を亡ひ
たるも又人の政あやまりて不道ニ頼朝公より此の武
家の天下ハ始まりて将軍家代々の大人の天下を治め給ふ事
甚ゆかしたる武家にしてまたそうひなきやうもなかるへき
すゆへ天下泰平治まり此の将軍の世に於てあらましを世にたる

て天下を太平に治めしより子孫相続して九代まで保ちし
の徳によりてまさに九代に至るまで是をたもち政道
をたゞしくするものなりされば我朝の人の中にも清し
最明寺殿我朝の人も此九代の内にて泰時の有し如く
如くにて子孫十七世四海の主となりて帝王の御宗
神武をまつらひてほめ給ひ右大将頼朝
代に至ても此治乱をよくする人なしされば世治しく
穏かなるは此世をもいすゞに治めたる事あらず
此末代は天下あまりなるかのつくし禁裏御所の御造営

なきと是は武家政道の弊なりされば乱世とは天子の御威勢を
かすめ将軍の家の人々と政務を掌り王家のおとろへ大
事の出来せしもおほくありしが御代々もなく
ある時は内裏の事を記ちせしを見るに昔の人をとめん
くらふ内裏のすゑに皆乱世の基となりて絶えぬ是も
此は天下にあまりて皆人のあつまる所也天下此
ならざる将軍の御心なれば帝王の御威光もいよ
さかんになりまさればそれより末の武家代々も此泰
平を守りて四海の民の安堵なれ

重陽宴の事

重陽の宴とハ九月九日なり昔ハ菊のさかつきに菊の花
の宴を催されける也重陽とハ九月ハ月も日も九陽の数なり
故に重ねて此日を祝ふものなり天子南殿に出御
ありて詩歌を作せらる上達部殿上人文臣に
すくみものありしかハ十月朔日より北陣にも氷魚を召れて
めしあり文武百官に菊の酒を給ハり大かた五月の節会よ
あるハ此日の宴を以て一年の儀式を盛とし菊綿を献る之
ハ菊の露を取りて齢をのへしむる也之を重陽と云

本文あり昔費長房といふ仙人汝南の桓景に語て曰
九月九日汝か家にわさハひあるへし其の災をのかれて
ひたるからけは山に登りて菊酒をのまハ其わさはひきえへしと
ゆきぬるにそのことくいひつるとほりそのことくせしに夕に帰りて見れハ家の
くしてまた家中の鶏犬牛羊ことくく死たり其の人の功能によ
ありてきかさくの酒をのむといへり其より菊合をもよほし
ら人飲延年の用法はいくとなくしるされしとぞ其の
御のすいなりつよく此の儀式もたえてしまへて侍るなり古
きさきの宴のあらそいをとゝめしるして此法をしるしおかれし

書政道のこと

抑書ハ四海の事をかきて善悪をあらはしおくる物
書ハ上古の聖人天子諸侯の事を記して書とす政事
をよく明らかに記し時代をわかちて用ゆる例古
今を論し書經に政道をいへるハ明らか君子の人
王の事も記して君も臣も誠を以て今に残る
もしこれを考へ政道の事ハ治乱を顧みて然後政治
を用ゆるや政人ハ指南大本の事とえらひて是を
治め政事の事を知るに書をかりて家を續

上古ハ帝堯舜より始て三代の王を記し治道の文を
引て其言あり此政の事を書中にて見えて流し
一人ふたりの治まりし事の明らかに此經定めて其始
終を記し政道の事をつまして参考となるより此事を用
ゆへきよしみとのり政をあらはして治世のかたを
心得へしさ様を定めしぬる武治なり此文を書て開
ゆる大事を一にて此内にて古の趣ある事をたとへ之後を
見る事の章經意の下にて治世の政となるによりて
此政治のかなり四書五經の史文選等の中よりぬき

詞とハそれ〳〵にそのすかたを儒者の沙汰に重する世
平なりと云てもあまりに平なるを却て平ならん之
らす歌ひなり志をもとゝ語をとゝえたとしても沙字一の
文字の内にも一て家持より詠出し其の言の由緒
〇字の其を〳〵あまりに多代ふき金屋の嫁を謂けれハ
その中の〇字数百字積ても云やら千一字をとゝ子に海
て申されけれハ太子の勅定よりて別字をかゝらす也
く大菩薩〇字なり要節済の時〇字を好して戴飲給
天皇十二〇推古天皇六年〇まてハ出行すされハ儒の

云葉を用らる四條のて弘安の年秋篇れけれ文老荘の
文句をも用らるれハ多くよりて勅文に数をもてとる
へのよろしき題号ハことよく連歌しる流文をとして
済ミ用語としてこれの勅文に大慈と云号ありもて是ハ
通俗速書の開山を大慈禅師といひしにまきあ
てよろしきよし沙汰ありて此近文字元安と云号定りき
中あまりて寛元の書の中に大雅にのり文中庸（十四章）
慈雅にあらしてと云伝へたるのひとつの始にてよろしぬ
に雅にて是を成らるゝ此外多くの数古人の製也されハ

説文の解にもよく其のひと字を證とせるを見てもこれにて
用ゐ統ねてこの徳を稽ゆ後なる其くに支那の名の字を
云文は此の章に見ゆるものなるを世語には是にしてこれを以て
いはずして改元あるまじきことにて作られたるものなれば
経たるつゐあまりしが 瑞をいひあらはしけると云

元亀年号のこと

元亀元年と云ふ年号のことは改元の後世中より始まりて
其ての後統志もあるより古き人の云ひ伝へし柳営文
字を其には中統ちくていひたりし今年四世元正天皇

此時天亀といふ年号あり同四十五世聖武帝の御代に
神亀と云ふ号あり同四十九代光仁天皇の御治世にて
宝亀と改元ありけり古昔の年号にも代々亀の瑞
の此時文亀の号を見え是にかぎりて亀の瑞といふ年の
瑞と祝し旧例の説をもて此清涼殿に詔ありて
されば此号を用ゐるに不足こと元亀の号は其の何の
しるして改元とや古例弁へてもしかるへく瑞のまゝ
たまふ[illegible]年号を定め[illegible]
あらはの亀と鼓に附して食卓にて世に瑞の何し

に従ひ勤王をもなされけり　爰に信長公参内して云ふ意ハ此まゝの世
将軍家勤王勤めしもの其歳を改めずとへハ其家之名
天下大変の基なり　爰に義昭卿武家に一統を属する事
くは当代二代の将軍確執して干戈を動かし基ひ殖を
めしてひいては乱世の上下一同に迷ひ給ひにハ
みちて於その中に宝内大乱をまつ海瑞をとろへ
なる事又いふ事変事より建武の世より乱世となる事案
のごとく当時将大樹に義昭を信長して取立て大乱に及
ひ給ふに依る世の天下の将軍義昭ハ知るを知らぬなり

されハ将軍家ハ既に公家ハ軍威ハおとろへるといへとも
なる事よりして将軍の追て威も失はるゝものなり其時ニ義昭公
昔より此の事一朝にして発せるにハあらで四海静謐の
古例にあらずして相済し給ひぬハありし時代哉それハ
足利家して此事のはしまりあるをとし又但し今一は将家
をなさしとては勤王ハ命をしきられ足利家のはいまて
からくへからも此食は成るる事也されは吉家臣を入ると松あ
主に年号を改まるするにいそれハあるへからぬしましき
ものより悲事てへ在るものなく

堂上元服のこと

公家の元服ハ冠理髪とてかうふりを加ふるを冠と
きせ加ふる人をかうふりといふ武家にて烏帽子親といふ
おなし此加冠ハ歴々の人なりしかともしれす理髪の人ハ
大人之を勤むる二十歳頃御基公此元服の時鷹司殿
公請加冠之此君ハ御基の時を見て御基と名字
をせ給ふ也此御基此名ハ定家卿の筆跡の中
より一流を申おもせ給ひて後世の此人之文を学ふなと
得生流と云ふ
持明院の加冠を西園寺殿の大臣公茂公ハひらし

公茂の亭にて此元服ありし時東山殿加冠なりしかハ
の深く感じて其茂と名字をつけられし此東山殿ハ其時ハ義政公家
将軍にて政の字を用ひられしも東山殿ハ白河殿九条
殿関白政基公二条殿関白政嗣二条殿関白政平
公等之時摂関白此家にて日本第一の二家なりと
も持明院の御家を字ハよしときなれハ東
山殿ハさくひなきも此藏者なり但二条殿一家ハ代く
ふるれ此公家を一字なり摂家ハ摂関家の没後ハ
検非違使みなしするなし此事なりハ

家の大臣にて大かたにかはりし事なしひとつより
青侍 新院のより
公卿と殿上人と公事に出仕し又はおなじ摂家の御人々
にはつかへ又霊元院の御時清華の人々御名目の内は大
納言まで中納言まで上の人々もあまた御拝賀の清書出職始
をも御沙汰候て二ところに御ならべて大臣まで成りと
能る御会の人々ともいまだ御そらみも挨
大臣にはなれど寛文の頃まで大納言になりて
あまた侍りし其後摂家大臣にはそれより文にん

前摂政補佐執柄家々
家司職事別当家僕に
し事政所也

きんだちより内裏の事にて政務にあつかる人なりしより大納言
以下の人は其座の事にふれ候ふまゝ大臣には摂家ひと
つの御譲り入てまた摂家として出座の内にて出仕
の上文摂家御流れの家領には伝奏はいまだ其時出仕す
まて朝廷の大きなる上御次第の御摂家御政務なり
あまねくに任せて他家の人々とりて御上首には
又其後にも公家の御の大とも御他家の御ためとして
別にて其なれます摂家とても御外の事にも
ともに此公家ともども摂政家の御摂政の上にて諸

つかまつる之を羽林家には書をくとゞくさえてこれらは詞
せうらしく此代家にはゑかりよりくれ此体を眉彼
道刻るらひなりてやうの事一家なりしこれすらしの
風くあるべきこの代々より公家事をそくとて公家の体
やうにこらくしの之彼稿なりてはあるまじすゑへのか
の風俗は書せよらてるおもてを新しくなりて行なり
此代の風書とはせんもあるべくも

大臣家披露状のこと

大臣家は公の家となるゆゑ古例之大臣家云々

清華は此先祖より大納言よりも上の人で大臣家となる
なりし家道出世はおしはかるべし清華より(?)さる
なりし家の中なりし内々にて選んでこととて
ゑゝ保義もさうらいは如なり

名家のこと

武官職名の云武家の名家とは一品の大臣まで
清二百貫一頭のまへなりし家之とよりて此外なん
おほくのより内侍清は内裏へ献上ゐたなり

披露状のこと

或人の云枝葉日記は皇后の御筆なれど大切の
日記なり皇后は後三条院の御母にて博士の大
切のものなれは法然上人源平の師也法然は姉[illegible]
之人師事重源中比人皇后は厳守され
は皇后の化縁なれは源として折角の紙なるを
世の宝器とせられし也

源氏物語の事

或人の云源氏物語は我国の名筆なく世にかきつくり
てすそこやせらしよりて今迄の[illegible]となりて[illegible]

そや定家卿も此物語を深くして源氏をえらひて[illegible]
心をつくしかりしや紙にかいめ秘して[illegible]
久しく流るる他人の手にあらすとかいし物語は
何にもかくものの雅事を略すとも云のは
ことよりも筆して写しつらしよりしの此紙あん
するよ紫式部意向とかまへ詞を他人によせて
此情をあらしぬるとこそ[illegible]なり
大和歌は心のままにとりして[illegible]よく
されは其作者紫式部一代の[illegible]

へかしれ此草子のかゝみをまつて称さしとおもはるゝ
まことしからえ筆仙とこそ人いひてころの次第を
おつくまゝみちの風よくあかるゝ言もあをもしれぬる
し金水の如くにして我志清しうくる すゝむれ
なるに海てあかうかしてなにかは此人男はなしとき
しる物おしの言葉もなくちくこゝるまた見え見て後
ある御よみけてら此草子の幸にとゐきゝてをしける
いもまいらんや文清が病ていさう山の御すゝめにかく
くぬらしてとき執権の言とらふ仏しけり凡人のなかまひ

よ猶ます此物語おほくのことことをつまをさせたまひたまはんに思ふ
くいはるの筆語ゆゑしふかもかくかしきこと
或時まて人くてはやまい我は清めを称や
さあといひまかり次第に両人の見死とつまとまく
まさ人ましは知しいつきつきして判しらると
も世の人なるし同しくしも見えて及てらふ粉語
御前ら語り語の人に深一めの御方をめく
らふしけて語な萬事しらし末代にかくのこ
し太つゝ我この生まき言とみせらて御方と

よきあしてそ覚えしこととくさまりて推はかる

按此皆是頗有姓し字署し名之往昔國雅風流數寄之孔列一時其此景得諸道まて

翁号称号の事

友人實名の下或ハ翁号称に云或は古人雅号と
志て此翁号は甚いつまても翁号と以て称なき也
座て翁ある家なり源平友宗なとの人は翁号
と称し翁号氏なとと翁号称と云様に山様の皆高
称し名諸氏の人に云清原氏に古人の翁号氏人
の翁号を称するにして今のものの如く四舎人ハ
一向に定様之此事ハ安きるに成とて

国の名の事

本朝に生るゝ人神道を学ふ人あり大儒を沢ん
詞章の才人と云人筆跡の達者も醫術功
妙の流儀をすゝて百家の芸流をしかしき様
記にして顕はる人も是非も一印の家の
古事を云人も我国の国の事
を志する人と世に知れて是いふとなる也彼風記
とも云国籍の翁号をさす様に此紀に言事を
言事に配当あり此之紀武とすも也

誠に乱世の患なりけらし就中後土御門院應仁文
明の大乱は城下において大きにあひ東西両義にて
人々に権をあらそひ互に及ぶ其の軍事さかり
にして政衰し寺社佛閣を兵火に焼亡し
紀綱悉くやぶれ神社あやまり竹園椒房も
又飢饉と称し其れ松閣清涼殿の人々も色を
うしなふ事なし皆七道ともに其の武家
にそむきて其の館を志すは此時後胤なる
甚しかりし此時代を云ふも神武天皇の

此事など四方に於ける世の乱をなさむとするはなし
いさゝか正方正道の事をも知らぬものと成りして
さらに前後をかへりみず其時は此乱世に我生の道
實記の類に大平氣を記しする事もなくして風記
もなき世の法とて平穏なる事もなし按ずるに後にて満つ
十年あまりにわたりて其以後も年數ふる迄
其の其我朝のうちに二十二ケ年に至て平穏なる
十年に足らずして中年も一度に二十余ケ年
たにとりかゝる事は文もしのきそを思ひも

もむてよろつにあしすいもちる誹諧とて誹諧を加へ
誹も是初めハ一座之誹諧ノ誹諧なるを又是
よわかし丹波丹後是一座之上ノ百韻文字しるし式
内をハ昔のまゝに俳諧の連歌の文
おなしされ此連歌も誹諧をハ此の前句誹諧と
誹の中ノ句をもとめて是より一座の連之外一
座一部府関にての次第にて誹諧より名有而ハ
風雅に誹せんとするをきまて今の世まて
此事也なきハよく明らむる事とぞ人の学べる

と誹諧之道とて古今の句をも志てすて海
山谷の志を志てねハ世の一句に心法なし
只情をてとふ法を之趣をも打出法度もなし
きまいさらめて人々に求めて求ハすよ二三を
あきらむへきよりなきを求さく好める人々にも法
ましの世のならひをもなしすさまもせく大乱
のなすてすある人々に更ある事有此道之

又云
此国への名目ハそれ志人のなすなしてまいらす上

代々よろつはの物の名とゝもくみて付らしめたり然るにまつ
そのゝち邑國の名々よりもらし流布せし文字を綴りは
弄ふも人の手をかりて言ひ神代の神々を上代の
人こゝに後に残りしの直き世にふるひあらはしけるなし
神をも後に記しおきしは多々一つとあらはし次と云上
代々かりそめにも深くあらはしてそのまゝ上古の人々め
に名つくる此なる皆深くよりをかしらかしたる末の世にも
ふるはしてをかし中古より世々をよらく
人にすくれてかりそめのをりにも深くふるくこゝろさし

老も若きもあまねくすゝむる人をえらひてつゐにあらはす
是なり皆いつくよりも深くよりの人々あつまりて名つくれは
上一としてたふときこゝろのかしこき互りしてもゆるく
千とせを経て後三つの諸事の興廃を定めかきて
絶えし風是かきりに道の流れをもて末世の弊を鳴らし
可能流俗の徒よりも生まれしをうき人
なりて萬のまつりことを知り得る物語ならて
よしあしもあらはに評せしも侍らまし世の
名高き上代の風ふるくさし流るゝ義理あかして

時の人に語るなく一人として用事得るあたはざりしぬ
風情なきまでなかりしかはよくぬつまさ猶もさなきを
彼といふもなしといふもさて揀きてもるかたの
情なかりし大かたは内裏にめぐらすものか局まで
あまりち種姓とえらひ給ふべきことしやむ国よりも
よき女を撰出して召させ給ひて宮の
書きをあらためて諸国より美人をあつめさせ給ひしに
三年までは此国にいつもめ房にみえぬものかは
年まで此千字文を見ることひとつて此国に

王仁来るめいといふものなりけり勅使ありしは此国
の名として語るあまりなかりし文書を献り中納言とも
よばれて大臣なりし八幡大菩薩の
はふくろ神功皇后三韓御征伐の砌にて天皇
御在内の時此国を無下にし百済貢物を捧て
此地まゐりて金国より越て后相撲まる思ひ
うへあり時なかり給の御詞なりて国の
名もしれぬ此国のさしはかり御前を隠れ
奈良にふるくて古事を伝来ともいひ伝ふるに

昔をとこありけるとむかしなり中将よりて此物語を伊勢
ものがたりとおもひしけるに伊勢中にハ名付くる世のな
かにことごとめさとまゐるに業平と伊勢とあり
けるよし此物語よく伊勢ハ皇后にてこもりしとも伊勢
しるして宮子あるらんてかへりと伊勢の国をかよひて
をとあら藏の中とは此かたさつまいは記るなり女御は
かとさらて跡閑てはるかより此名付くるなりと
ハ伊勢記されけるを五十一段にて伊勢の
ちかきの人の如し名る伊勢物語とぞいふ也

しての名は諸国のなかれたる事をより
くしあまたあらはるまくく之是大臣の名にして
すく今世のさまに今まで撰ばれしより古今後世の
これ此名は後まてはじめ諸まくよみたまひて撰をおもひ
いますらひて又かろかたに撰ひしかたにゆづりし上代
のかたよ

日本をいふに海なんの浅きを其の世親にいたれ
是なるを集めたるにいけるよりて此ことよりぬをされ
かりのよかし文字の名をもて文字をもてかきあらわす

中にいつゝ山城河内の郡は皆漢字より伊賀伊勢
加賀人の郡は皆名より出る武の姓氏族皆文
字のみにて中まゝいまのひとは仏法大師よりこの名を
し世俗にいはゆるかなといふ古代漢字のなかりし
なりとも此の名を古いふは大古の正風と也
世まで人のなし見せ給ふ字後の名なりといふ

奥州役変事

清奥すなはち役するまゝに源頼義の武家
のかしら大臣之古塚なりの八幡太郎義家のちの軍

功によりて清奥の名を給はりて従五位下を
受奥州にやとゝまりて見よ後にくたりて
代々此家の名をなし此家よりしむ云清原武則
後より国の変をいひまゝに付ても大なる立合之
間清原武則に此家とせんは東夷の郡司
輔に対して数々軍功のやましくあまつさへひとしく
姉下されて此家の附は大変ありしいつまでも一族
其の家の子細なり比家にはなれば此の家の名
かも山城大和の郡は上古ほとりにて中院なくてはなかりし

中下の也とて古来より傳るもの也抑かくは筆の
跡あまた書に無するくて称々清興なしといふる
ものは大なる事とも挿え他人の及ぶ事にあらん

女中次第のこと

内裏女房の次第は大上臈といふは両摂家の息
女也上臈といふは清花家親王家の姫也小上
臈中臈といふは名家の女也名家といふは殿上衆御所ある
ものを名家といひ名家のむすめ也然者上臈
ま配して出頭役をつとめる深く名家は典侍と

復は下臈也とていふは諸大夫あるいは小身なるの
娘也むかしは堂上の坊官此所の諸侍の諸流のむすめ
也女房の武家侍の子孫の娘は八幡別当の娘
なとは中臈にもまつりまゐらせらる也然れは此
時は諸人の子なりとも然る人皇一百代後
武家の出家宗賢つとめしは八幡別
当通清卿の娘を聘して摂政大納言の
裏女中にして後に嵯峨家にて出仕し
の為とて始は中臈にして後々にの

俊ハ時代によりてすこしつのかハる事なれハ
一やうにさだめかたし此大かたハかくのことし

祇園社の事

感神院の人いうて云 此社の清水ハ 大ことに いへる
まつ祇王の社ハさ侍らひて敬ひ奉り此東山
八坂の辺といひしかも大江の明宜その出現之所に
て此牛頭天王を播州廣峯より此地にうつし
まつりきこえり此時神祇と清浄の眼の拝して則
社頭しきりて後事にいかりて御殿造とあり

ことわるなかし 此故に祇王の社ゑらハ拝んかう
侍るによりて一流に牛頭天王をうつし奉りめさん
也ようりて後八坂の辺に斎遊人けと云是ハ天歌
年中の事とつ又祇園女御の庭女として無一つの男に
これハ白河法皇の御妾にて後のちしと成り
法皇の御寺のうた盛の清盛ハ昔男御なりとそ

清涼殿の事

清涼殿ハひとつなり是此御殿に御座ありしへるる是
ハ檜皮ぶきの屋の御みすまて板ひさしまさしろなり見えと申くし

子細は明石の浦をとほしめされてひとへに浦々
明石の浦の中に須磨はあはれなるものなれば須磨明石
にもにたるなと見えしきつるしに川のおもひて地
山も見えて島一人かたりけるにいと興ありて
感をもよほすものなれば大宮人の御遊所と
は楼閣を立るに及ばずしてひたすらにたのしみ
中院御所まなびおくの御ふねつくりおかせられしに
中納言殿とかやいたかくもおもはしらるにや

御厨子所の事

みつし所といふは内裏御料の供御を調進する所也。采女の
臺所のことなり。後は内裏御料の御飯御菜の御まかなひ
として高橋と大隅の御家の者は之を調ずる事の沙汰
ありけるにて所といふは清書して之を墨を継ぐ所なりとも
禁裏御料所の御分ともいふなり。御厨子所と厨臺所とさ
まにいふ文字も同じ。此所は調進ある所をいふ也
ましく内裏の御厨子所と臺所をいふ。臺所の御役人にて
中務省ちかくの中に御役人をそへてこの職を補せ
らる。すなはち高橋の安曇氏臺所の御役人高橋のつかさ

勅使門の事

摂家三宮の御子よりも凡諸寺の事なとさた法皇よ
りもうすき中にも殊更へらるゝあり是は門跡寺
山寺并ニ勅使下向あるにより大寺の御或ある附
此門をひらき給ふ勅使門とも御浮世の事よりある
あるよめられ勅文なとて勅使なりとも勅書をうけて寺る
人をふつの御門より入る故勅使と云う是ぞの御意る
へし上古ふとは人の御式ありて其後中の世ニは
なるへくまく法師出家ありて上下と是いひけんはならの

ふく京よひとつをさて大衆とあまたの寺のなし来る
度一乱のおりに御門をひらく勅使をうけ給ふ門跡には
全く然して諸大門外へ是なく勅使と申すとは
あるへくも此ちるとも其後にはならすとも大衆の
こしよふり綸命をうけともに将軍へ此門を申すとひ
かくて勿論寺を御門は寺院なとの勅使なくならて
其めしよりてつねにさりとも勅使を
入道の門なき所にさんとて参りて申すゝ此の年
人のさうしをかなへ取みあつめて是此を申し候識よ

平治ハ洛中の乱ありしより世を静めし人
なし御所も焼れしまゝなるを後嵯峨院勅使を立て
又御造営ありしかと又いくばくもなくして焼失しぬ
其後文治年間に敵となりし時に焼失しぬ
勅使をつかはし給ひて其後ハ当代幕府の御沙汰
にて世の中人々の為にもすむやうにとの御事にて
今を始しも其後とのみ御造営を造営し
まもなく平治の頃よりひとしくつゝきひきの
くわしくハなまよ揮るに由尋ぬる此四季の人

清水此死したる沢なる勅使門のことをやしなふ御殿
の庭の門のあたりそはにめしおかれしとて我人入
ける通し

古き屋造の事

建武年中武人の見たる当代の居所大名なとハ屋
是のうちあり前に上中間座上ある又ありし所ありて
縁よ障子上て云所あり此在所ハ他の家の作りまて
しくあり書院造りといふものハ今の世にいはれ
見てるは見えしとて此時の盛衰尋ねる

早稲田大学図書

もろこしらぬる世中之神代相続の古風といふハ
阿ら歌道をさしいへるハ吾ての武家の皆ミらし
風ありて西風浙之此家の風俗よりまなびとしと云
てあるハ神代の衣裳之縫ハ芽荻ふ浙り御様ふ別
とうて太貧ハちらやうしうのとして風躰とあるくる
ますふうし古本のちらさうさへそら二へ吞こ並ニ唐土
上つ代ハ先非の是我紀さくハ上古の風躰之
上代ハ雨とめうよめとふりくさ千外を後くらさん唯衣
今後の三ハ我から浪り返りぬまハ名利よりし
得さりうのく文をめつらし無人もすくなしりけれ

戸沢忘るゝ無世あとしてきこゆるをそばから次第くる
しての涙をさとして讃を浪年へつまの縁やよ
思ひ一とめしても有ます緒語りし異志ちれと
是飛なし写きよらんをもつて貴人のかたる本に家
あり風躰牧ちるも地とハいつ時よりふきし始くるす
やすき訳ぶきりけるよ吉野人なし宇治天皇大臣
年中の日記をさしてミ王勝の民家也子宗ふりと
之此月余くいゆ風の中ミまさりふ中古しまての
御皆牧屋之四君子も承わらずちれ牧屋をも見る

之千様かも甲乙ありて世の末になりゆきて淫結
様よ成して地下の名もあらはれひかへとかくて世
なりて又此天子みな人よくしたがひこの給はしめ
て一生萬法をめぐりてその修とを望事あるなく
なる天人いたの事之君臣武士高のものもその事なりと
ことよる象出の煙たへと心を人の思ふへ能楽の給
其外のことを葦席の世中定て其上の風俗とたし
ことのとなくものあるとてことを給ふ中にありし
使年民の類と全なとこくのとめとえなり

花鳥の事
松海柳定家の歌を春をむかへの事を詠ふは
鶯鳥と云はいつもいひ夏は杜鵑ときこえ秋をいひ
文東屋にいふ四月のあらしの花のゆく立てと云
作り
献春字のこと
柳よ春の字献の字は撫出なとかくてもと
春と其ちらし地下にも春着なしと武は献上
下よりもよくのその形の中古室町時の

より始まりし事にしもくすへかりなおほくと
此事を志ることの風情ありは是非なきことなり
行の字本のまゝ
中比より二条家には歌に世人家には詩を書く
ことなる習也
悪の字を付る事
世なる人の名に悪の字を付る事古今多くありと
源家の悪源太義平は頼朝の兄と称する是之
此外保元の時中の乱の悪七兵衛景清は頼朝の

義経以蓮見之人或
称悪七字治左府頼長
悪字者見自然之名
頼也嫡流源氏教令
兄忠道公葉氏去志
達人亦茶遊之心及
保元元年春徳卒遊
乱世之見大悪之基
不可及悪字之守

大臣といへる頼長は勇猛ゆへ悪左府と号す頼長父を
教すへて人を悪といひし勝れ人なり此頼長は知足院
の嫡男にてかくれなき才智の人なりしと文選文証
教すへて人を悪と例は皆源氏の子孫と長き世に
悪左府といへり此人元勇猛なり其身一人に
あらず況二条院の御時長寛の頃天下の段
なき所用の故に悪七兵衛とかけ悪ときの頼朝の
将せしまこと悪といへりあんへ至而しき
よしみつつくつる志るしは悪左府と云義理相違あり

文段見ることはならぬ例もあるべし其は大要
の事と為来る例なり 悪しは諸人の知る所なれ
ば名付る及ぶぬ事の唯一の要点にあらし
をぬものと心得べからず常に凡人のよまれぬ
あやしむるべし 文盛の字を和訓よみする事
なり 古き人のさりとも又あらましは歌儀の常の出所無之
為とよみ作りて土佐的に殺向とあるめ
さる言事一人にあらしとは皇の御詠せられあきは
さると訓ずる事も異の常とそしりてさわくなかれ

んと云事得あるべしなとよく付くは極なんちがわさ
なるを申しは本字あるべく紛ら混彼の事へなるまし
く亦悪き道の習所乗とぞいふと知らでかき人の申す
なれて大きなるつまきのよし古歌の趣を
讃せ彼文なるくは猶もさるる人の思ひと甚ふ
ほかその心をなり思ひとなめるくは猶義理を治
なるべしとぞ

一字名字の事

古き人の名さ続し世人の名字二字なるは元祖

皆唐人のならはしにて此姓人しりて我国人の
藤貝なるを絶し傳るまでもなしあれ天下の人の末
なりとよく読て大唐の年号の流行をで字
名字をなくさせたと唐より渡りし異国人の
編印などよく知て姓名をとてもむすと云
くるめりし是を混雑といふてさとるなりや

甲子辛酉の事

甲子辛酉は六千一年めより出る此事は甲子年に
又天下に凶を免め大人は福をまた勝利し

是をもて横義ありて大なる此事を説なと正
せぬひ時には元の国人を説る少彦天神に
流くし流さるともとは是之天大人の出をと
老子おもには此是之年には三皆流れ大に
革命の国には肘臓の期なるにて変出
年とまし是しも辛酉の年なり

起請文の事

抑起請文と云ふものは豊臣立年
其の血判を書して七年なりつゝ

物すゝめりともは此年の如く契りかへて死
為なとて誓言ちかへ是は年周礼春秋伝なと
にも多く見えたり我国にては天照大神素盞の尊と
ちかひましませしは神代よりはしまりける事やらんされと此誓
約をおほしく人の世のまつりことにて行ひ給ひしの
此時と起請文といふ事そみえし貞永式目の
起請のうちにあるは古應神天皇此御代四月
当時のことあまたありと探湯し允恭天皇の
御時氏族の訛をさためんとて湯をさくらせ

誓を第一のまつりことゝもしける是を後世に火
起請湯起請の始なりとす古人もしるし
置代起請文といへるは後の世よりはなし
なと云はれ應神允恭の御時の探湯のこと
此事より起請とも今いふなるへしとある人
しるされしは探湯のことなりとけひとすめし
起請の字見るよりて来しかはつるとも云
事や料是なしある人の記のなかにも中
起請はいつのころより始まりしや記にいふ火をとつて

てやきし御世におほしめしをつきせよふかれて
やきんと云もの火の本にて屋舎をやきあかし
きのふは水にて丈夫をあふれさせけんとく
此は火大きにやけのこりなくやかめ文字あふ
こ宛人の實をとらさんとてあまたのしる
頼ある一酪賀いへんて水中をふかくつくると
あらんやまとしいへんしの火をもたすよ
やうことあり屋をあら紀一目辨をしかるに
まうで行てはなをあさつらしよにとしそ給

とあるしるよ条にまへにをのつし火の本を屋く
へ給すは必定あるをこれをしるをして火座をんと
いひまさしいすいよく道理と思はるり
いはれたる様をおもひふくして人ふ中をつる
せんしいまたと思をむ下紀のをかしやうとす
とといかしのこと申う純しのもの申付なるまじ
拠るのおほし大くにもあるとこともよ あ
さめゝよろしきとし

ちくさ田

大かた定家卿中院禅定殿入和歌一
人あらしは壊亭の室に流布みやこ
の古き書も清書しまいらせ候は
落つとらるゝ人の耳目に触れて中々
ことくあるしのこゝろし候せはてまいらせ
の手跡なるを御らん候文の跡
跡を尊くらふるとあらぬ門弟の
事は指ひ給ふて此手なるさまに見え
名をのなき跡くものえあるへくとしき

いよ
此昔侍指南せさせ給ふあさましくおもはし
てそ秘し給ふに初学人のこゝろ深し
むつ入道のたよりをなんし給ひ我
あまたとしのいはせ事をもとむるに
跡見しらるゝを能筆て書かき文紙の
事あそはしけれと三百余の雑伎
と七八体をのそきさりて文字源
をあらはし八体の字にしるしきとあとく

うしとも也

寛永六年中之春　書写之

126 2